

生活支援員・市民後見人

の養成研修を開催します。(受講料無料)

認知症、知的・精神障がい等により自分で判断することが不安な方の財産や権利等を守る活動に参加してみませんか。(笛吹市委託事業)



■ 日 時 受付は4日間とも9:00~

■ 基礎(生活支援員養成)コース

* 令和3年7月28日(水)・8月3日(火)

8月17日(火) 9:30~16:30頃

■ 専門(市民後見人養成)コース

* 令和3年8月20日(金) 9:30~16:00頃

* 専門コースは基礎コースと併せて受講していただきます。

■ 内 容

認知症、知的・精神障がい者等の生活支援を行うために有効な「日常生活自立支援事業」「成年後見制度」の理解を深め、「生活支援員」「市民後見人」として活動していただける方を養成いたします。

講座修了者は、現場研修とフォローアップ研修にてサポートいたします。

■ 会 場 八代福祉センター

■ 定 員 20名(先着)

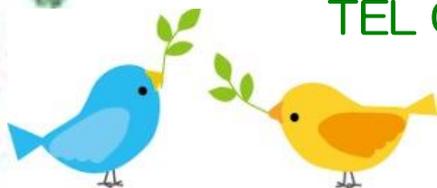
■ 対象者 生活支援員・市民後見人の活動に関心があり将来活動可能な方

■ 締め切り 令和3年7月22日(木)

■ 申込み・問い合わせ 締め切り日までに下記電話又はFAXでお申込み下さい

笛吹市社会福祉協議会 後見センターふえふき

TEL 055-265-5182 FAX 055-265-5183



令和3年度 生活支援員・市民後見人養成研修プログラム

基礎コース1日目：令和3年7月28日（水） 9：30～16：20

*9：00～9：30受付（全日）

| | 時間 | 講座のテーマ |
|----|-------------|---|
| 午前 | 9：40～11：50 | 市民後見人のすすめ・人権と成年後見、 高齢者施策 |
| 午後 | 12：50～16：20 | 高齢者虐待防止法・成年後見制度における市町 村の役割等・対象者理解（認知症高齢者）・介 護保険制度・生活保護法 |

基礎コース2日目：令和3年8月3日（火） 9：30～16：15

| | 時間 | 講座のテーマ |
|----|-------------|---|
| 午前 | 9：40～12：15 | 障害者施策・障害者虐待防止法 対象者理解（知的障がい者・その他の障がい） |
| 午後 | 13：15～16：15 | 対象者理解（精神障がい者） 国民健康保険・後期高齢者医療制度 日常生活自立支援事業 市民生活支援員の取り組み |

基礎コース3日目：令和3年8月17日（火） 9：30～16：10

| | 時間 | 講座のテーマ |
|----|-------------|---|
| 午前 | 9：40～11：50 | 公的年金制度・税務 |
| 午後 | 12：50～16：10 | 対人援助 消費者被害 生活支援員・市民後見概論 市民後見人の取り組み |

専門コース4日目：令和3年8月20日（金） 9：30～16：00

| | 時間 | 講座のテーマ |
|----|-------------|-----------------------------|
| 午前 | 9：40～12：15 | 成年後見制度概論 家庭裁判所の役割 |
| 午後 | 13：30～16：00 | 民法・刑法・その他基本法・借地借家法 修了証授与 |

講座のテーマ及び時間割りは、変更になる場合がございますので、予めご了承願います。

問い合わせ先

笛吹市社会福祉協議会 後見センターふえふき

TEL 055-265-5182 FAX 055-265-5183

担当 長田・寄特